

改正 平成26年3月31日規則第14号
改正 令和3年7月1日規則第91号

改正 令和3年4月1日規則第74号
改正 令和5年4月1日規則第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 療養介護（第2条—第2条の5）
 - 第3章 生活介護（第3条—第5条の2）
 - 第4章 機能訓練（第6条・第7条）
 - 第5章 生活訓練（第8条—第10条の2）
 - 第5章の2 就労選択支援（第10条の3—第10条の5）
 - 第6章 就労移行支援（第11条・第12条）
 - 第7章 就労継続支援A型（第13条—第17条の2）
 - 第8章 就労継続支援B型（第18条・第19条）
 - 第9章 多機能型の事業に関する特例（第20条—第22条）
 - 第10章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則 (趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 療養介護 (職員の員数等)

第2条 条例第12条第1項第5号の障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第12条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- (3) 看護職員（条例第12条第1項第3号の看護職員をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、利用者の数を2で除した数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上の数の看護職員を置いている療養介護の単位については、当該看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

- (5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第2項の療養介護の単位は、療養介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。
- 5 条例第12条第3項の規則で定める場合は、複数の療養介護の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、単位ごとの当該療養介護の提供とする。
- (療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議におけるテレビ電話装置等の活用)
- 第2条の2 条例第17条第6項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。
- (感染症及び食中毒の予防等のための措置)
- 第2条の3 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。
- (身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)
- 第2条の4 条例第28条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。
- (虐待の防止のための措置)
- 第2条の5 条例第32条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

第3章 生活介護

(条例第36条の規則で定める生活介護事業所)

第3条 条例第36条の規則で定める生活介護事業所は、省令第37条に規定する厚生労働大臣が定める地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所とする。

(設備)

第4条 条例第37条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 訓練・作業室 次に定める基準
- ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の員数)

第5条 条例第38条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員(条例第38条第1項第3号の看護職員をいう。以下この号において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分(省令第39条第1項第3号のイの規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数以上とすること。

(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を提供するために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所(条例第34条に規定する生活介護事業所をいう。以下同じ。)ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 条例第38条第3項の規則で定める場合は、複数の生活介護の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、単位ごとの当該生活介護の提供とする。

(準用)

第5条の2 第2条の2から第2条の5までの規定は、生活介護事業者について準用する。この場合において、第2条の2中「第17条第6項」とあるのは「第49条において準用する条例第17条第6項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第49条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第49条において準用する条例第32条の2」と読み替えるものとする。

第4章 機能訓練

(職員の員数)

第6条 条例第51条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員(条例第51条第1項第2号の看護職員をいう。以下この号において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、機能訓練事業所(条例第51条第1項に規定する機能訓練事業所をいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 看護職員の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

- ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。
- エ 生活支援員の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。
- (3) サービス管理責任者 機能訓練事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 機能訓練事業者が、機能訓練事業所における機能訓練（条例第50条に規定する機能訓練をいう。以下この項において同じ。）に併せて、利用者の居宅を訪問することによる機能訓練（以下この項において「訪問による機能訓練」という。）を提供する場合は、機能訓練事業所ごとに、前項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

（準用）

第7条 第2条の2から第2条の5まで及び第4条の規定は、機能訓練事業者及び機能訓練事業所について準用する。この場合において、第2条の2中「第17条第6項」とあるのは「第54条において準用する条例第17条第6項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第54条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第54条において準用する条例第32条の2」と、第4条中「第37条第2項」とあるのは「第54条において準用する条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

第5章 生活訓練

（条例第56条の規則で定める生活訓練事業所）

- 第8条 条例第56条第1項の規則で定める生活訓練事業所は、次項に定める生活訓練事業所（宿泊型自立訓練（条例第56条第2項に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを提供するものを除く。）とする。
- 2 条例第56条第2項の規則で定める生活訓練事業所は、省令第57条第1項に規定する厚生労働大臣が定める地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活訓練事業所とする。

（設備）

- 第9条 条例第57条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 訓練・作業室 次に定める基準
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (5) 居室 次に定める基準
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。
 - イ 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。
 - (6) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 2 条例第57条第7項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するお

それがあつる箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員の員数)

第10条 条例第58条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 生活支援員 生活訓練事業所(条例第56条第1項に規定する生活訓練事業所をいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 宿泊型自立訓練の利用者
 - (3) 地域移行支援員 生活訓練事業所ごとに、1以上
 - (4) サービス管理責任者 生活訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置く生活訓練事業所に対する生活支援員及び看護職員の員数の基準は、前項第2号の規定にかかわらず、次に定める基準とする。
- (1) 生活支援員及び看護職員の総数は、生活訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすること。
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 宿泊型自立訓練の利用者
 - (2) 生活支援員及び看護職員の数は、生活訓練事業所ごとに、それぞれ1以上とすること。ただし、他に健康上の管理等を行うことができる職員がいる場合には、看護職員を置かないことができる。
- 3 生活訓練事業者が、生活訓練事業所における生活訓練(条例第55条に規定する生活訓練をいう。以下この項において同じ。)に併せて、利用者の居宅を訪問することによる生活訓練(以下この項において「訪問による生活訓練」という。)を提供する場合は、前2項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(準用)

第10条の2 第2条の2から第2条の5までの規定は、生活訓練事業者について準用する。この場合において、第2条の2中「第17条第6項」とあるのは「第59条において準用する条例第17条第6項」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第59条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第59条において準用する条例第32条の2」と読み替えるものとする。

第5章の2 就労選択支援

(職員の員数)

第10条の3 条例第59条の4第1項第2号の就労選択支援の提供に当たるものとして規則で定めるものは、省令第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。

2 条例第59条の4第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に

応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

3 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集する会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第10条の4 条例第59条の6第3項に規定する会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(準用)

第10条の5 第2条の4、第2条の5及び第4条の規定は、就労選択支援事業者及び就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第59条の8において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第59条の8において準用する条例第32条の2」と、第4条中「第37条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

(職員の員数)

第11条 条例第61条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所（条例第61条第1項に規定する就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 第61条第1項に規定する認定就労移行支援事業所（第20条第1項第1号において「認定就労移行支援事業所」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第3号を除く。）」と、同項第2号のア中「6」とあるのは「10」とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(準用)

第12条 第2条の2から第2条の5まで及び第4条の規定は、就労移行支援事業者及び就労移行支援事業所について準用する。この場合において、第2条の2中「**第17条第6項**」とあるのは「第66条第1項において準用する条例**第17条第6項**」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第66条第1項において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第66条第1項において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第66条第1項において準用する条例第32条の2」と、第4条中「第37条第2項」とあるのは「第66条第1項において準用する条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

(雇用契約を締結していない利用者がある就労継続支援A型事業所における利用定員)

第13条 条例第69条後段の規定により定める利用定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならないこと。
- (2) 就労継続支援A型事業所(条例第68条に規定する就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはならないこと。

(設備)

第14条 条例第70条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 訓練・作業室 次に定める基準
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の員数)

第15条 条例第71条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準
 - ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。
 - イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。
 - ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。
- (3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(工賃)

第16条 条例第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していないそれぞれの利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第17条 条例第79条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第17条の2 第2条の2から第2条の5までの規定は、就労継続支援A型事業者について準用する。この場合において、第2条の2中「[第17条第6項](#)」とあるのは「第80条において準用する条例[第17条第6項](#)」と、第2条の3中「[第27条第2項](#)」とあるのは「第80条において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「[第28条第3項第1号](#)」とあるのは「第80条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「[第32条の2](#)」とあるのは「第80条において準用する条例第32条の2」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(工賃)

第18条 条例第82条第1項の規定によりそれぞれの利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(準用)

第19条 第2条の2から第3条まで、第14条及び第15条の規定は、条例第82条第1項に規定する就労継続支援B型事業者及び就労継続支援B型事業所（同項に規定する就労継続支援B型事業者が就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第2条の2中「[第17条第6項](#)」とあるのは「第83条において準用する条例[第17条第6項](#)」と、第2条の3中「第27条第2項」とあるのは「第83条において準用する条例第47条第2項」と、第2条の4中「第28条第3項第1号」とあるのは「第83条において準用する条例第28条第3項第1号」と、第2条の5中「第32条の2」とあるのは「第83条において準用する条例第32条の2」と、第3条中「第36条」とあるのは「第83条において準用する条例第36条」と、第14条中「第70条第2項」とあるのは「第83条において準用する条例第70条第2項」と、第15条第1項中「第71条第2項」とあるのは「第83条において準用する条例第71条第2項」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型の事業に関する特例

(規模)

第20条 次の各号に掲げる多機能型事業所(多機能型(条例第84条第2項に規定する多機能型をいう。以下この章において同じ。))による生活介護事業所(以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。)、多機能型による機能訓練事業所(以下この条において「多機能型機能訓練事業所」という。)、多機能型による生活訓練事業所(以下この条において「多機能型生活訓練事業所」という。)、多機能型による就労移行支援事業所(以下この項において「多機能型就労移行支援事業所」という。)、多機能型による就労継続支援A型事業所(以下この項において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び多機能型による就労継続支援B型事業所(以下この条において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)をいう。以下この章において同じ。)の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号。以下この項及び次条第1項において「指定通所支援基準条例」という。)第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下この条及び次条第1項において「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)は、その合計が20人以上である場合は、当該各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型機能訓練事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。) 6人以上
 - (2) 多機能型生活訓練事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の生活訓練(条例第55条に規定する生活訓練をいう。)を併せて提供する場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の生活訓練の利用定員が6人以上とする。
 - (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上
- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 省令第89条第4項に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域であつて将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所に対する第1項

の規定の適用については、同項中「20人」とあるのは、「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないことなどにより障害福祉サービスを利用することが困難な地域において事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型機能訓練事業所、多機能型生活訓練事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。次条において同じ。）の利用定員は、1人以上とすることができる。

（職員）

第21条 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、条例第38条第5項、第51条第5項及び第6項、第58条第5項、第61条第5項並びに第71条第5項（条例第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。

2 条例第38条第6項、第51条第7項、第58条第6項、第61条第6項及び第71条第6項（条例第83条において準用する場合を含む。）並びにこの規則第5条第1項第4号、第6条第1項第3号、第10条第1項第4号、第11条第1項第4号及び第15条第1項第3号（第19条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものに置くべきサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（1）利用者の数の合計が60以下 1以上

（2）利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第38条第5項、第51条第6項、第58条第5項及び第83条において準用する条例第71条第5項並びにこの規則第5条第1項第3号のエ、第6条第1項第2号のエ、第10条第1項第2号及び第19条において準用する第15条第1項第2号の規定にかかわらず、前条第4項後段の規定によりその利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所に置くべき生活支援員の数は、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（1）生活介護、機能訓練及び生活訓練の利用者

（2）就労継続支援B型の利用者

（設備）

第22条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さない場合には、当該多機能型事業所において一体的に行う事業のうちのものに係る設備を当該事業のうち他のものの設備と兼用することができる。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第23条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付

等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 省令附則第4条第1項に規定する精神障害者生活訓練施設について第9条第1項第5号の規定を適用する場合においては、同号のア中「1人」とあるのは、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）附則第3条の適用を受けるもの以外のものについては「2人以下」と、同条の適用を受けるものについては「4人以下」と、同号のイ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、「7.43平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 新外部サービス利用型指定共同生活援助（この規則の施行の際現に指定共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年長野県条例第12号。次項において「改正指定障害福祉サービス事業者等基準条例」という。）による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。次項において「指定障害福祉サービス事業者等基準条例」という。）第119条に規定する指定共同生活援助をいう。）の事業を行う者が引き続き外部サービス利用型指定共同生活援助（第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第54条の5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。）の事業を行おうとする場合における当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業をいう。次項において同じ。）の事業に対する新規則第54条の6の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 3 前項の規定によるほか、新外部サービス利用型指定共同生活援助の事業者、設備及び運営に関する基準は、この規則の施行後最初の指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定をいう。）の更新の日（その日の前日までの間に受託居宅介護サービス（新規則第54条の5に規定する受託居宅介護をいう。次項において同じ。）を提供する場合にあっては、当該提供をする日）までの間は、改正指定障害福祉サービス事業者等基準条例による改正後の指定障害福祉サービス事業者等基準条例第13章（第120条の3を除く。）及び新規則第13章（第54条を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第2項に規定する者に係る新規則第54条の10の規定の適用については、同条第1項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始前」とあるのは、「受託居宅介護サービスを提供する前」とする。

附 則（令和3年4月1日規則第74号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則目次の改正規定（

「 第 3 節 基準該当生活訓練（第45条）」を

「 第 3 節 基準該当生活訓練（第45条）」

に改める部分に限る。

第 9 章の 2 就労選択支援（第45条の 2 ・ 45条の 3）」

）、第 9 章の次に 1 章を加える改正規定及び第62条第 1 項の改正規定（「第105条第 1 項」の次に「第108条の 4 第 1 項」を加える部分に限る。）並びに第 2 条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則目次の改正規定及び第 5 章の次に 1 章を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第104号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。